

「エコみらいとくしま」会議室等貸出及び使用要領

1 目的

「エコみらいとくしま」会議室等の貸出及び使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 登録関係申請書類等の提出部数

原本1部

3 登録関係申請書類等の受付期間

エコみらいとくしまの開館日における午前9時30分から午後6時15分までの間に行うものとする。

4 登録申請書の審査及び決定

環境首都課において書類審査を経た上で、使用することが適当である団体に対して「エコみらいとくしま」登録証を交付する。

なお、必要に応じて聞取りを行うことがある。

5 登録関係申請書類等の提出方法

持参又は郵送。

また、提出いただいた書類については返却しない。

6 会議室として貸出する施設

(1) 名称 エコみらいとくしま

(2) 住所 徳島市西新浜町2丁目3-102

(3) 床面積 100㎡(1階)

床面積 109㎡(2階)

(4) 使用可能人数

1階会議室 80名程度

2階会議室 60名程度

(5) 設備 プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード、スピーカー、スタンドマイク
レーザーポインター、演台、大型モニター(1階のみ)

7 使用できる日・時間等

(1) 使用できる日

火曜日から日曜日まで(月曜日は休館)とする。

ただし、月曜日が祝日の場合は、当該月曜日を使用できる日とし、その翌日を休館とする。

また、12月29日から1月3日まで休館とする。

(2) 使用できる時間

火曜日から金曜日まで（祝日を除く）は、午前10時から午後9時までとする。

土曜日、日曜日及び祝日は、午前10時から午後5時までとする。

(3) 使用の時間帯及び制限

午前10時から午後9時までを次のとおり5分割して5コマとし、登録証の交付を受けた団体・とくしま環境県民会議の会員及び前条第1号に規定する特定非営利活動法人は、原則として1ヶ月あたり6コマまで使用することができるものとする。

ただし、大規模災害発生時の避難所として使用する場合等、諸般の事情により使用を制限することがある。

① 10:00から12:00まで

② 13:00から15:00まで

③ 15:00から17:00まで

④ 17:00から19:00まで

⑤ 19:00から21:00まで

8 使用の予約について

(1) 使用を希望する者は、原則として使用希望日の前日までに予約を行うものとし、予約の受付は、電話で行うこととする。

なお、予約受付は、エコみらいとくしまの開館日における午前9時30分から午後6時15分までの間に行うものとする。

(2) 予約は、使用希望日の3ヶ月前の同日からできるものとする。

9 使用料

設備及び会議室使用料は無料とする。

10 提出・予約先（問い合わせ先）

徳島県県民環境部環境首都課（分室）

「エコみらいとくしま」

〒770-8008 徳島市西新浜町2丁目3-102

電話 088-663-5371

附 則

この要領は、平成29年4月22日から施行する。